

事業主 殿

製造業等の「職長等の能力向上教育」のご案内

事業主は、労働安全衛生法に基づく「職長等の教育」について実施してきましたが、法定の「職長等の教育」（労働安全衛生法第60条）を終了後、労働安全衛生法第19条2第2項の規定に基づき、定期的に（5年毎）に再教育を行うなどレベルアップを図り、能力向上を充実することが義務付けられています。（平成3年1月21日付基発第39号）

当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育を実施します。是非この機会に受講されることをお勧めします。

記

1. 受講対象者

- ・平成18年4月1日以降に「職長等の教育」（安衛法60条）を終了後、概ね5年を経過した

2. 日程と場所

開催日	場 所	時 間
①2025年07月15日（火）	リーパスプラザこが	9:10～16:30
②2025年12月19日（金）	リーパスプラザこが	9:10～16:30

3. 受講料

受講対象者	受講料	テキスト代	合計
福岡中央労働基準協会会員	9,900円	990円	10,890円
一般（非会員）	12,100円	990円	13,090円

4. 受講内容 合計6時間

	科 目	内 容	時 間
①	安全管理上の基本項目	職長等の役割と職務	9:10～11:20
		部下へのリーダーシップ等	
②	安全管理上の専門項目	事業場における安全衛生活動	11:25～12:25
	昼 食		12:25～13:15
②	安全管理上の専門項目	事業場における安全衛生活動	13:15～14:15
③	グループ演習（討議）	危険予知訓練・ リスクアセスメント等	14:20～16:30

5. 申込方法

◎受講申請書に記入の上、下記の書類を添えて講習会の2週間前までに当協会へご郵送下さい。

- ・受講機関等は問いませんが、確認の為「職長教育」修了証のコピーを受講申請書に添付してください。
- ・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー

◎申込先 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F
福岡中央労働基準協会 ☎092-711-9132

◎振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の10日前迄にお振り込み下さい。
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

西日本シティ銀行 赤坂門支店
普通口座 1388163
名 義 福岡中央労働基協会

6. 修了証

全科目を終了された方に、修了証を交付します。

7. その他

- ・受講票は、FAXで送信致します。1週間前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
- ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願い致します。
- ・日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

「職長等の能力向上教育」 申請書・証明書

事業場所在地	〒 ー			
事業場名				
連絡先	TEL	FAX	担当者氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所		※受講番号 ※修了証番号
	年 月 日	〒 ー		備考欄
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
講習内容	職長等の能力向上教育			
講習年月日	2025/12/19			
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2025/12/19 福岡中央労働基準協会会長 印			

- ◆ ※の箇所は記入しないで下さい。
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡中央労働基準協会
 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル 5F
 TEL 092-711-9132 FAX 092-731-8839